

外国法事務弁護士記章規則

(昭和六十二年三月十三日規則第四十三号)

改正 平成 七年 三月一七日

同 一二年 三月一六日

同 一九年 三月一五日

同 二三年 四月一五日

同 二三年 六月一七日

同 二五年 二月一九日

同 二六年 六月一九日

同 二六年 二月一八日

令和 元年 一月二二日

- 1 -

(外国法事務弁護士記章の貸与)

第三条 日本弁護士連合会(以下「連合会」という。)は、

その所有する外国法事務弁護士記章を外国法事務弁護士に貸与する。

(外国法事務弁護士記章の交付及び金製外国法事務弁護士記章の交付)

第四条 連合会は、外国法事務弁護士名簿に登録したときに、外国法事務弁護士記章を所属弁護士会を通じて本人に交付する。

2 本人から特に金製外国法事務弁護士記章の交付の申出があるときは、連合会は、さきに交付した外国法事務弁護士記章と引換えに、これを所属弁護士会を通じて本人に交付することができる。

3 金製外国法事務弁護士記章の作成・交付費用は、本人の負担とし、交付を申出るときに、所属弁護士会を通じて連合会に納付しなければならない。

(外国法事務弁護士記章の番号の提示)

第五条 外国法事務弁護士はその業務を行う場合に、関係人の要求があるときはその携帯する外国法事務弁護士記章の番号を示さなければならない。ただし、連合会の発行した身分証明書を携帯するときは、身分証明書に記載

- 2 -

(趣旨)

第一条 本規則は、外国特別会員基本規程(以下「基本規程」という。)第三十五条第二項に基づき、外国法事務弁護士の記事に關し必要な事項を定めるものとする。

(外国法事務弁護士記章の形状及び制式)

第二条 基本規程第三十五条第一項に定める外国法事務弁護士の記事(以下「外国法事務弁護士記事」という。)の形状及び制式は、別表のとおりとする。

された登録番号を示すことをもってこれに代えることができる。

(外国法事務弁護士記章の返還)

第六条 外国法事務弁護士が左の各号の一に該当するに至ったときは、第一号から第七号までに規定する場合は、本人、第八号に規定する場合はその相続人その他連合会が相当と認める者は、直ちに外国法事務弁護士記章を本人が最後に所属した弁護士会を通じて連合会に返還しなければならぬ。ただし、第九号の場合に、連合会は、その相続人その他連合会が相当と認める者の申立てにより、外国法事務弁護士記章の返還義務を免除することができる。

- 3 -

請求をしたとき。

六 特別措置法第三十条第一項第四号の規定により承認が取り消されたとき。

七 特別措置法第三十条第二項の規定により登録が取り消されたとき。

八 死亡したとき。

2 外国法事務弁護士が業務停止の懲戒の処分を受けたときは、本人は、直ちに外国法事務弁護士記章を所属弁護士会を通じて連合会に返還しなければならない。この場合、連合会は、業務停止の期間中返還を受けた外国法事務弁護士記章を所属弁護士会に保管させることができる。

3 連合会は、第一項の規定により金製外国法事務弁護士記章の返還を受けたときは、連合会の認定する相当額を支払う。

(返還を受けた外国法事務弁護士記章の再貸与)

第七条 連合会は、前条第一項第二号又は第二項の規定により外国法事務弁護士記章の返還を受けた場合で、左の各号の一に該当するに至ったときは、返還を受けた外国法事務弁護士記章を所属弁護士会を通じて速やかに本人に再貸与する。

- 4 -

一 禁錮以上の刑に処せられたとき。
二 除名又は退会命令の懲戒の処分を受けたとき。
三 懲戒の処分により、弁理士であつて業務を禁止され、公認会計士であつて登録を抹消され、税理士であつて業務を禁止され、また公務員であつて免職されたとき。
四 破産手続開始の決定を受けたとき。
五 外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法（昭和六十一年法律第六十六号。以下「特別措置法」という。）第二十九条の規定により登録取消しの

一 除名、退会命令又は業務停止の懲戒の処分につきその処分を取消す判決が確定し、又は裁判所がその処分の効力を停止する決定をなしたとき。

二 業務停止の懲戒の処分につきその業務停止の期間が満了したとき。

2 前項第一号の効力停止の決定が取消されたときは、本人は、直ちに、再貸与を受けた外国法事務弁護士記章を最後に所属した弁護士会又は所属弁護士会を通じて連合会に返還しなければならない。

(紛失届)

第八条 外国法事務弁護士記章を紛失したときは、本人は所属弁護士会を通じて速やかに連合会に書面をもって紛失届をなし、外国法事務弁護士記章の再交付を申請しなければならない。

2 紛失届には、紛失した事情を記載しなければならない。

(紛失公告)

第九条 連合会は、紛失届を受けた場合には、直ちに外国法事務弁護士名簿にその旨を記載し、又は記録し、かつ、官報にその旨を公告する。

2 公告費用は、本人の負担とし、紛失届とともに所属弁護士会を通じて連合会に納付しなければならない。

- 5 -

3 弁護士記章を紛失した事情が、震災、風水害、落雷、火災その他これらに類する災害によるものであるときは、連合会は、前項の費用の納付を免除することができる。

(紛失届の取下げ)

第十条 紛失届をなした外国法事務弁護士記章が発見された場合、本人は、紛失届をなした当該暦月内に限り、所属弁護士会を通じて書面をもって紛失届を取り下げることができ。

2 取下書には、外国法事務弁護士記章の発見の事実につき所属弁護士会の証明を受けなければならない。

3 紛失届が取り下げられた場合は、連合会は、外国法事務弁護士名簿にその旨を記載し、又は記録し、かつ、公告費用を所属弁護士会を通じて本人に返還する。

(紛失した外国法事務弁護士記章の再交付)

第十一条 連合会は、第九条の規定による公告をした後、速やかに外国法事務弁護士記章を所属弁護士会を通じて本人に再交付し、かつ、外国法事務弁護士名簿にその旨を記載し、又は記録する。

2 再交付する外国法事務弁護士記章には、その裏面に再交付の旨及びその回数を刻する。

- 6 -

3 再交付の外国法事務弁護士記章の作成・交付費用は本人の負担とし、再交付を受けるときに所属弁護士会を通じて連合会に納付しなければならない。

4 前項の費用については、第九条第三項の規定を準用する。

(紛失届受理証明書)

第十二条 連合会は、紛失届を受けたときは、紛失届を受理した旨を証する書面を所属弁護士会を通じて本人に交付する。

2 紛失届を取下げ、又は外国法事務弁護士記章の再交付を受けたときは、本人は、前項の書面を所属弁護士会を通じて連合会に返還しなければならない。

(紛失届のなされた外国法事務弁護士記章の届出)

第十三条 紛失届のなされた外国法事務弁護士記章を発見した外国法事務弁護士は、速やかにその外国法事務弁護士記章を所属弁護士会を通じて連合会に届出なければならない。

(毀損届及び外国法事務弁護士記章の再交付等)

第十四条 外国法事務弁護士記章を毀損したときは、本人は、所属弁護士会を通じて連合会に書面をもって毀損届をなし、外国法事務弁護士記章の再交付又は修理を申請

- 7 -

することができる。

2 連合会は、毀損届及び再交付申請を受理したときは、速やかに、外国法事務弁護士記章を所属弁護士会を通じて毀損した外国法事務弁護士記章と引換えに、本人に再交付し、かつ、外国法事務弁護士名簿にその旨を記載し、又は記録する。

3 第十一条第三項及び第四項の規定は、前項に規定する毀損による外国法事務弁護士記章の再交付に関する費用及びその納付の免除について準用する。

4 第一項に規定する修理の申請をした本人は、修理に要する費用を所属弁護士会を通じて連合会に納付しなければならない。

5 第九条第三項の規定は、前項の修理に要する費用の納付の免除について準用する。

附 則

この規則は、理事会の定める日(昭和六十二年四月一日)から施行する。

附 則 (平成七年三月一七日改正)

第九条第三項及び第十一条第四項の改正規定は、平成七年三月十七日より施行し、平成七年一月十七日に遡って適用する。

- 8 -

附 則（平成一二年三月一六日改正）

第六条第一項第一号及び第四号の改正規定は、平成十二年四月一日から施行する。

附 則（平成一九年三月一五日改正）

第六条第一項第五号の改正規定は、理事会の承認があった日（平成十九年三月十五日）から施行する。

附 則（平成二三年四月一五日改正）

第九条第一項、第十条の見出し並びに同条第一項及び第三項、第十一条第一項並びに第十四条（見出し及び同条に二項を加える部分を含む。）の改正規定は、平成二十三年四月十五日から施行し、平成二十三年三月十一日から適用する。

附 則（平成二三年六月一七日改正）

1 別表の改正規定は、平成二十三年六月十七日から施行する。

2 別表の改正規定施行の際現に交付（再交付を含む。）をされている外国法事務弁護士記章については、なお従前の例による。

附 則（平成二五年一二月一九日改正）

第二条及び第五条の改正規定は、平成二十六年一月一日から施行する。

附 則（平成二六年六月一九日改正）

第九条第一項、第十条第三項、第十一条第一項及び第十四条第二項の改正規定は、平成二十六年七月一日から施行する。

附 則（平成二六年一二月一八日規則第一六五号）

外国法事務弁護士法人制度創設に係る外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法の一部改正に伴う規則の整備に関する規則 第一条、第二条、第六条改正）抄

この規則は、外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法の一部を改正する法律（平成二十六年法律第二十九号）の施行の日から施行する。（後略）

（平成二七年政令第四一四号で平成二八年三月一日から施行）

附 則（令和元年一月二二日改正）

第六条第一項各号列記以外の部分及び第四号から第九号までの改正規定は、令和元年十二月十四日から施行する。

別表（第二条関係）

<p>一 大きさ及び形状</p>	<p>次の図面のとおりとする。ただし、適宜着衣に装着する装置を裏面に配するものとする。 〔図面省略〕</p>	
<p>二 表面</p>	<p>意匠</p>	<p>十六弁のひまわり草の花の中心部に秤一台及び花卉の同心円状の部分のほぼ下半分に「外国法事務弁護士」の文字を配したリボン状の図柄を配する。</p>
<p>三 裏面</p>	<p>色彩</p>	<p>花卉の部分は金色。中心部及びリボン状の図柄の部分の地色は銀色</p>
<p>「日弁連外国特別会員章」の文字を刻し、かつ、登録番号を刻する。</p>		